

諮問番号：令和3年度 諮問第8号

答申番号：令和3年度 答申第9号

## 答 申 書

### 第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、確定申告によって令和2年分の所得税が非課税となったことから、請求人には課税するだけの所得がなかったということであるため、令和3年度分の個人の市民税及び道民税（以下「市・道民税」という。）についても、所得割だけではなく均等割も非課税とされるべきとして、処分庁が令和3年6月11日付けで行った市・道民税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めているものと解される。

#### 2 処分庁（札幌市長）の主張

処分庁は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、札幌市税条例（昭和25年法律第44号。以下「条例」という。）、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）等の法令の規定に従って市・道民税の額を算出しており、本件処分は適法かつ正当なものである。

### 第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

#### 1 審理員意見書の要旨

##### (1) 事案の概要

ア 令和3年2月4日、請求人は、「令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」（以下「確定申告書」という。）を札幌〇税務署長に提出した。

イ 令和3年6月11日、処分庁は、請求人が提出した確定申告書等の記載内容に基づき、令和3年度分の市・道民税の合計額を5,000円（市民税の均等割額

3,500円及び道民税の均等割額1,500円)と算出し、本件処分を行った。

ウ 令和3年6月16日、請求人は、処分庁に対し本件処分について電話で問合せを行った。

エ 令和3年6月22日、処分庁は、前記ウの問合せに対し文書により回答を行った。

オ 令和3年9月7日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行った。

## (2) 判断

ア 請求人の令和2年中の合計所得金額が、均等割が非課税となる基準額を超えることから、請求人には市民税3,500円及び道民税1,500円が課されることとなる。

このため、本件処分は、法令の規定に基づき適法かつ適正に行われたものと認められることから、違法又は不当な点はないと判断される。

イ 請求人は、確定申告によって令和2年分の所得税が非課税となったことから、市・道民税についても、均等割も含め非課税になるのではないかと主張しているが、処分庁は、請求人が札幌〇税務署に提出した確定申告書等に基づき、法令の規定に従い市・道民税の額を決定しており、このことから当該主張を認めることはできない。

ウ 請求人は様々な主張を行っているが、これらの主張は、所得税との違いなど本件処分の根拠となった法令等の内容に対する不服と解されるものや、介護保険料など他の制度についての不服であることから、本件処分に係る審査請求において審理を行う対象とはなり得ないと判断される。

## 2 審理員審理の経過（日付は、令和3年）

9月15日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
10月13日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
11月12日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
12月9日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
12月16日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

#### 第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

#### 第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和4年）

1月17日	審査庁が、本審査会に諮問
2月1日	請求人が、本審査会宛てに主張書面を提出
2月28日	第1回調査審議（令和3年度第7回札幌市行政不服審査会）
3月28日	口頭意見陳述の実施・第2回調査審議（令和3年度第8回札幌市行政不服審査会）

#### 第6 本審査会の判断の理由

法においては、個人の市町村民税及び道府県民税の均等割は均等の額により課すものと定義されており（法第292条第1項第1号及び第23条第1項第1号）、その標準税率は、市町村民税は3,000円、道府県民税は1,000円とされているが（法第310条及び第38条）、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）第2条の規定により、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市町村民税及び道府県民税の均等割の標準税率は、前記の額にそれぞれ500円を加算した額とすることとされている。これらを受けて、札幌市は市民税の均等割の額を、北海道は道民税の均等割の額をそれぞれ加算された標準税率と同じ額としている（条例第26条第1項及び附則第21条並びに北海道税条例第28条及び附則第12条の10）。

そして、個人の市町村民税の均等割については、市町村は、法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができないとされている（法第295条第3項）。これを受けて札幌市は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第47条の3で定める基準に従い、当該金額を「35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算して得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）」と定めている（条例第19条第2項）。

なお、この合計所得金額については、法第292条第1項第13号において、「法第

313 条第 8 項及び第 9 項の規定による控除前の同条第 1 項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」と規定されており（道府県民税については、法第 23 条第 1 項第 13 号に同様の規定がある。）、所得割の額の算定における社会保険料控除等の各種控除は総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとされ、これらの控除後の金額はそれぞれ「課税総所得金額」、「課税山林所得金額」及び「課税退職所得金額」と定められている（法第 314 条の 2 及び第 314 条の 3）。

また、個人の道府県民税の均等割については、個人の市町村民税の均等割を課すことができない者に対しては課すことができないとされているほか（法第 24 条の 5 第 3 項）、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている者又は障害者、未成年者、寡婦若しくはひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。以下「障害者等」という。）については、道府県民税及び市町村民税の均等割及び所得割（障害者等にあつては、分離課税に係る所得割を除く。）を課すことができないとされている（法第 24 条の 5 第 1 項及び第 295 条第 1 項）。

これらの法令の適用については、日本国憲法第 84 条において「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」とされており、また、租税公平の原則からも、課税・非課税の判断において法令に根拠のない取扱いをすることは認められるものではない。

そこで、本件について見ると、請求人の世帯の状況から、請求人の合計所得金額が〇円（算式：〇）以下である場合には、市・道民税の均等割を課すことができず、非課税となるが、請求人の令和 2 年中の合計所得金額は〇円であり、〇円を上回ることが認められる。

したがって、市・道民税の均等割が非課税となる要件を満たさないことから、市・道民税 5,000 円（市民税の均等割額 3,500 円及び道民税の均等割額 1,500 円）を請求人に課すこととして行われた本件処分に違法又は不当な点は認められず、法令に従って適正に行われたものと認められる。

次に、請求人は、合計所得金額が 135 万円以下であれば課税されないと主張する。

しかしながら、前記のとおり、合計所得金額が 135 万円以下であれば課税されないと定められているのは障害者等である場合であつて、請求人が障害者等であると認めらるに足る事情は明らかにならなかつておらず、前記のとおり、請求人の市・道民税の均等割

が非課税となるのは合計所得金額が〇円以下である場合であるのであり、請求人の主張を認めることはできない。

また、請求人は市・道民税の均等割が非課税となる要件を判断するに当たって、社会保険料控除等の各種控除が適用されないことについての不服も主張しているが、前記のとおり、法において、合計所得金額が政令で定める基準に従い条例で定める金額以下であるものについて均等割を課さないと規定されており、この合計所得金額は社会保険料等の各種控除が適用される前のものであると定義されている以上、市・道民税の均等割が非課税となる要件を判断するに当たって請求人の求める各種控除を適用することはできず、請求人の主張を認めることはできない。

さらに、請求人は、確定申告によって令和2年分の所得税が非課税となったことから、請求人には課税するだけの所得がなかったということであるため、市・道民税についても、所得割だけではなく均等割も非課税とされるべきである旨主張する。

前記のとおり、本件処分は法令に従って適正に行われていることが認められるところ、個人の住民税については、当該区域内に住所を有する者と道府県及び市町村との応益関係に着目して当該道府県及び市町村の経費を分担させようとするもので、いわば会費的性格を有するものとされており（昭和55年3月19日広島高等裁判所判決参照）、特に均等割についてはその性格が強く、所得能力に着目して所得に応じた負担を求める税である所得税とは趣旨、目的、性格等が異なるものと認められる。この点、請求人は、市・道民税の均等割が課税され、所得税が課税されないということは、いずれか一方が誤っているのではないかと主張しているが、市・道民税の賦課決定処分である本件処分に対する審査請求においては所得税の課税の誤りの有無について判断することはできないが、前記のとおり、住民税の均等割と所得税はその趣旨等が異なるのであり、これらが非課税となる要件が一致していなければならないとする法令の規定は存在せず、またその論理的な必然性や合理的な理由も認められず、市・道民税の均等割が非課税となる要件に該当しないためこれを課すこととして行われた本件処分が違法又は不当ということとはできない。

加えて、請求人は、市・道民税の均等割の額が一律であることに関する不服についても主張する。

しかしながら、前記のとおり、市・道民税の均等割は均等の額を課すものと定義されており、また、応益関係に着目して経費を均等に分担させようとする会費的性格を

有するものであることから、その額が一律であることが不合理であると認めることはできない。

また、請求人は同一生計配偶者や扶養親族に均等割が課されないことについて主張するが、当該主張が本件処分に対する不服であると認めることはできず、本件処分の適否に影響を及ぼすものではないが、これについては当該同一生計配偶者や当該扶養親族の合計所得金額が一定の金額以下であるなど一定の要件に該当する場合に均等割が課されないとされていることの結果にすぎず、同一生計配偶者や扶養親族であることをもって市・道民税の均等割が非課税となっているものではなく、いずれにしても請求人の主張を認めることはできない。

さらに、請求人は介護保険料等の制度に関する不服も主張しているが、本件処分を踏まえて行われる介護保険料の賦課決定については全く別の処分であり、当該主張は市・道民税の賦課決定処分である本件処分を違法又は不当であるとする理由となり得るものではない。

そのほか、請求人は法令の制定改廃の要求や提案と思われる主張も行っているが、行政庁の処分が法令の規定に照らして違法又は不当なものであるかどうかについて審理判断を行う審査請求手続においては、そのような主張について審理判断を行うことはできない。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

#### 札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸本太樹
委員	林賢一
委員	片桐由喜